

(公印省略)

1 福総第 9 7 6 号
令和元年 1 2 月 2 3 日

各社会福祉法人理事長 殿

福岡県保健医療介護部長
(介護保険課監査指導第一係)

福岡県福祉労働部長
(福祉総務課監査指導係)

社会福祉法人指導監査実施要綱に係る福岡県における
運用について (通知)

社会福祉法人 (以下「法人」という。) 及び社会福祉施設の適正な運営については、常日頃から格別のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、法人の指導監査につきましては、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号。以下「国通知」という。) が発出され、国通知別添、「社会福祉法人指導監査実施要綱」(以下「国要綱」という。) 及び国要綱別紙「指導監査ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。) に基づき実施しているところですが、国要綱に示された一般監査の実施の周期等について、下記のとおり運用することとしましたのでお知らせします。

なお、この通知による運用は、本県が所轄庁である法人の指導監査に適用するものであり、本県以外の所轄庁が実施する指導監査に適用されるものではないことを申し添えます。

記

1 本通知の目的及び適用時期について

(1) 目的

本通知は、国要綱において「所轄庁の判断による」とされている事項について、具体的な運用を明示するものであり、法人に対し、国要綱を超える義務を課すものではありません。

(2) 適用時期

国要綱に基づく法人監査については、平成 29 年度から平成 31 (令和元) 年度までに全法人に対し実施することとされていますので、一般監査の実施周期の延長につい

ては、令和2年度以降の監査（国要綱に基づく2回目の法人監査）から適用することとし、指導監査事項の省略については、令和2年度より適用します。

2 一般監査の実施の周期について

(1) 国要綱3(1)「一般監査の実施の周期」について

以下のア及びイのいずれの要件も満たす法人は、平成28年度までは、2箇年に1回実施していた一般監査の実施周期を3箇年に1回とします。

国要綱3(1)

ア 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

「大きな問題」とは、以下①～⑤のとおりとし、これらのいずれかに該当する場合、それぞれに定める時期まで、原則として監査周期は延長しません。

① 文書指摘事項（法人に関するものに限る。）が、一定の期日（監査を実施した年度の末日又は指導監査結果通知で本県が指定した期日）までに改善されない場合は、文書指摘事項の改善が確認できるまで。

なお、定款の変更や理事会・評議員会の開催時期等により、改善に一定の時間を要する事項、又は文書指摘事項の内容が遡及して改善できない事項については、改善報告の内容により判断します。

② 特別監査を実施した法人及び特別監査を実施した施設を経営する法人の場合は、特別監査の原因となった問題が改善され、適切な再発防止策が図られたことが確認できるまで。

③ 児童、高齢者、障がいのある人に対する虐待の事実が認められた施設・事業所を経営する法人の場合は、虐待について適切な再発防止策が図られたことが確認できるまで。

④ 社会福祉法、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法及び生活保護法等の個別法の規定に基づく行政処分を受けた施設・事業所を営する法人の場合は、当該行政処分の原因となった問題が改善し、適切な再発防止策が図られたことが確認できるまで。

⑤ ①から④までに掲げるもの以外であっても、法人運営及び法人が経営する施設・事業所に重大な問題が発生した場合は、その問題が改善され、適切な再発防止策が図られたことが確認できるまで。

【注意事項】

① 実施周期の3箇年に1回とは、平成29年度以降に実施した法人監査を1回目とし、その後は3箇年ごとに実施することをいいます。

（例：1回目の監査が平成29年度であった法人の場合、2回目は令和2年度、3回目は令和5年度となります。）

② 施設監査の実施周期に変更はありません。（児童福祉施設は毎年、障がい者支

援施設、老人福祉施設及び保護施設は2箇年に1回の実施)

(2) 国要綱3(2)「会計監査人等による監査を実施した場合」について

国要綱3(1)ア及びイのいずれの要件も満たす法人が、以下のア又はイのいずれかの要件を満たす場合は、一般監査の実施周期を5箇年に1回とします。

国要綱3(2)

ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第36条第2項及び第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。)第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合

イ 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査(会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。)が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合

【注意事項】

① イの「会計監査人による監査に準ずる監査」については、毎年度実施することが監査周期の延長の要件となります。

② 会計監査報告に「除外事項を付した限定付適正意見」が記載された場合は、法人から提出される書類等により除外事項の改善が確認できることが監査周期の延長の要件となります。

(3) 国要綱3(2)「公認会計士等による支援を受けた場合」について

国要綱3(1)ア及びイのいずれの要件も満たす法人が、以下のウの要件を満たす場合は、一般監査の実施周期を4箇年に1回とします。

国要綱3(2)

ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人(以下「専門家」という。)による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合

【注意事項】

① 専門家による支援については、毎年度実施することが監査周期の延長の要件となります。

② 「専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるもの」とは、「会計監査及び専門家による支援等について」(平成29年4月27日社援基発0427第1号。以下「専門家支援等通知」という。)別添1又は別添2の

ことをいいます。

③ 専門家支援等通知の別添1に「課題」及び「改善提案」が記載された場合又は別添2に「NO」及び「所見」が記載された場合は、法人から提出される書類等により「課題」及び「改善提案」又は「NO」及び「所見」とされた事項の改善が確認できる場合に監査周期を延長します。

(4) 国要綱3(3)「良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めている」と判断される場合について

国要綱3(1)ア及びイのいずれの要件も満たす法人が、国要綱3(3)ア～ウの要件を満たしていると県が判断した場合、一般監査の実施周期を4箇年に1回にすることができるとされていますが、当該事項の運用については、国の方針等も踏まえ、後日改めて通知します。

3 指導監査事項の省略について

(1) 国要綱3(2)「会計監査人等による監査を実施した場合」について

国要綱3(1)ア及びイのいずれの要件も満たす法人が、国要綱3(2)ア又はイのいずれかの要件を満たした場合、ガイドラインのⅢ「管理」の3「会計管理」に関する事項(本県の監査調書「法人会計」に該当する事項)を指導監査の対象から省略します。

ただし、指導監査事項を省略する場合も、本県の監査調書「法人会計」については、従来どおり提出を求めます。また、会計監査報告に「除外事項を付した限定付適正意見」が記載された場合は、一般監査時に当該除外事項が改善されていることを確認します。

(2) 国要綱3(2)「専門家による支援を受けた場合」について

国要綱3(1)ア又はイのいずれかの要件を満たす法人が、国要綱3(2)ウの要件を満たした場合、ガイドラインのⅢ「管理」の3「会計管理」に関する指導監査事項(本県の監査調書「法人会計」に該当する事項)を省略します。

ただし、指導監査事項を省略する場合も、本県の監査調書「法人会計」については、従来どおり提出を求めます。また、専門家支援等通知の別添1に「課題」及び「改善提案」が記載された場合又は別添2に「NO」及び「所見」が記載された場合は、一般監査時に「課題」及び「改善提案」又は「NO」及び「所見」の事項が改善されていることを確認します。

4 一般監査の実施周期の延長等の確認手続について

(1) 本県への報告

上記2(2)及び(3)に該当し、一般監査の実施周期の延長及び指導監査事項の省略を希望する法人は、毎年度5月末日までに所定の様式(福岡県庁ホームページに掲載します。)にて、法人監査実施部署(保健医療介護部介護保険課、福祉労働部福祉総務課、保健福祉(環境)事務所)へ報告してください。

なお、一般監査の実施周期の延長等の要件を確認する書類(会計監査報告及び専門家支援等通知の別添1、別添2の書類等)の本県への提出時期については、別途、該当する法人に個別に連絡します。

(2) 一般監査の実施周期の延長及び指導監査事項の省略の決定

一般監査の実施周期の延長等を希望する法人から提出された会計監査報告（除外事項の改善が確認できる書類を含む。）及び専門家支援等通知の別添1、別添2（課題等が改善されたことが確認できる書類を含む。）の内容を本県で確認のうえ、要件を満たしていると判断した法人に対し、一般監査の実施周期の延長及び指導監査事項の省略について、文書によりお知らせします。

担当課連絡先

介護保険課監査指導第一係

TEL：092-643-3251

福祉総務課監査指導係

TEL：092-643-3297